

(別冊)

令和2年度

普通会計財政健全化及び
公営企業会計経営健全化審査意見書

令和 2 年度

普通会計財政健全化審査意見書

洞爺湖町監査委員

令和2年度 普通会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率については次のとおりである。

(単位：%)

区 分	健全化判断基準			早期健全化基準
	令和2年度	令和元年度	増減	
実質赤字比率	—	—	—	15.00
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00
実質公債費比率	10.9	10.2	0.7	25.00
将来負担比率	42.1	49.7	△7.6	350.00

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、10.9%で、前年度と比べて0.7ポイント増加した。早期健全化基準の25%を下回っており、問題がないものと認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、42.1%で、前年度と比べて7.6ポイント減少した。早期健全化基準の350%と比較するこれを下回っており、問題がないものと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 2 年度

公営企業会計経営健全化審査意見書

洞爺湖町監査委員

令和2年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、各公営企業会計の資金不足比率については次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経 営 健 全 化 基 準
	令和2年度	令和元年度	増減	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	

(2) 個別意見

各公営企業会計では、資金不足は発生していないため、前年度と同様に該当がなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。